

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第144号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年8月3日（土） 13時55分ごろ
発生場所	岡山県玉野市筏島南東方沖 玉野市所在の大蛭島灯台から真方位123°900m付近 （概位 北緯34°30.5′ 東経134°01.4′）
事故等調査の経過	平成25年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーモーターボート アドバンス、4トン 271-37240岡山、個人所有 B プレジャーモーターボート ふみ丸、5トン未満 271-25201岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂を伴う擦過傷、操舵室船首側及び左舷側の窓ガラスが破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、筏島南東方沖を北西進中、船長Aが右舷前方の同航船を見ていたところ、平成25年8月3日13時55分ごろA船の右舷船首部とB船の左舷中央部が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、筏島南東方沖において、船首を北西方に向けて漂泊中、船長Bが、船尾方約600mにB船の方へ向かって来るA船を視認し、B船が漂泊しているので、A船がB船を避けてくれるものと思っていたところ、接近するため、立ち上がって両手を振って大声で叫んだものの、B船とA船とが衝突した。 B船の同乗者は、右手甲に打撲を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A あり、B なし A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、筏島南東方沖を北西進中、船長Aが右舷前方の同航船を見ていたことから、A 船の右舷船首部とB 船の左舷中央部が衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、筏島南東方沖で漂泊中、船長Bが、船尾方約600mにB 船の方へ向かって来るA 船を視認し、A 船がB 船を避けてくれるものと思って漂泊を続けていたところ、A 船が接近するので、立ち上がって両手を振って発声したものの、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、筏島南東方沖において、A 船が北西進中、B 船が漂泊中、船長Aが右舷前方の同航船を見ていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の見張りを適切に行うこと。